

# 春日原地区規約「内規」

## 会長及び監査選任規定

- 第1条 執行会は、2ヶ年毎の2月1日より2月28日迄の間に、会長及び監査2名を選任しなければならない。
- 第2条 執行会は、第1条の期間中に、役員の中から会長と監査を選出する委員会を編成し、その委員会に自薦、他薦を問わず最適任の候補者を提案又は選考させ、その結果を報告させなければならない。
- 第3条 会長と監査を選任する選考委員会は、理事で編成する。  
(令和6年3月4日 改正)
- 第4条 執行会は、会長、監査選考委員会の報告をもとに、慎重審議ののち多数決により議決するものとする。

## 理事選任規定

- 第1条 この地区の理事は、地区規約第8条の3項に基づき選出され、その定められた地区とは、この規定の第3条の区域とする。
- 第2条 選出された理事は、その地区を代表し、地区役員として（区規約第8条及び11条）その職責を完遂しなければならない。
- 第3条 第1条の地区とは、次の区域とする。

| 地 区      | 区 域 | 理事定数  |
|----------|-----|-------|
| 春日原北町1丁目 | 全 域 | 3 名   |
| 春日原北町2丁目 |     |       |
| 春日原北町3丁目 | 全 域 | 7 名   |
| 春日原北町4丁目 |     |       |
| 春日原北町5丁目 |     |       |
| 春日原東町1丁目 | 全 域 | 2 名   |
| 春日原東町2丁目 |     |       |
| 春日原東町3丁目 | 全 域 | 4 名   |
| 春日原東町4丁目 |     |       |
| 春日原南町4丁目 |     |       |
| 計        |     | 1 6 名 |

上記の区割りから、理事を選出するが、従前規約の各町丁に於ける理事配置を優先する。

但し、上記に定める地区内において不足、又は増員の必要が生じる時は、上記に関わらず、執行会の承認を得て、自治会規約に定める定数を限度に増員することが出来る。

(令和2年1月9日改正)

## 会議運用規定

この地区の会議（総会、隣組長会議）は、次の事項により運用する。

- 1 会議には議長をおくものとする。
- 2 発言するときは、議長の指名受けてからするものとする。
- 3 同じ組の代理出席者は、委任状を必要とする。
- 4 この事項にないことは、議長の決定することに従うものとする。

## 総会傍聴規定

区費を納める居住者は以下の定めるところに従い、総会を傍聴することができる。

- 1 傍聴人は10名以内とし、希望者が10名を超える場合は抽選とする。
- 2 前項の傍聴希望者は1世帯、1店舗、1事業所当たり1名に限る。
- 3 傍聴人は次の事項を遵守する者に限る。
  - ア 傍聴人に発言権がないことを理解している者。
  - イ 議長の会議進行上の指示に従う者。
- 4 上記3項に従わないものについては退場させる。

## 役員等の手当

第1条 役員等に対する手当は次のとおりとする。

|        |           |            |
|--------|-----------|------------|
| (1) 役員 | ①会長       | 160,000円／月 |
|        | ②会計       | 30,000円／月  |
|        | ③事業委員長    | 5,000円／月   |
|        | ④環境委員長    | 5,000円／月   |
|        | ⑤福祉委員長    | 5,000円／月   |
|        | ⑥防犯・防災委員長 | 5,000円／月   |
|        | ⑦理事長      | 5,000円／月   |
|        | ⑧副理事長     | 3,000円／月   |
|        | ⑨理事       | 2,000円／月   |

※平成30年4月4日 第(1)③④の額を20,000円／月に減額改正。

第(2)(3)の部長、副部長、環境推進員手当を廃止。

令和2年4月1日 第(1)③④⑤⑥の額を5,000円／月に減額改正

## 慶弔規定

第1条 地区関係各種機関における記念式等の慶事の場合は、地区より祝詞と共に祝金を贈るものとする。

第2条 役員及び関係者の弔事の場合は、地区より香料を供えるものとする。

第3条 第1条、第2条はそれぞれ5,000円とする。

## 旅費規定

第1条 交通費は、総て実費とする。

## 諸証明手数料規定

第1条 会長名で発行する証明書は、手数料として1件当たり300円とする。

### 事務職員服務規定

第1条 職員は会長のもとで次の業務を行う。

- 1 書類の整理及び保管
- 2 区費及び各種募金の徴収とその事務
- 3 会計諸票の作成及び記帳
- 4 各会議の議事録の作成
- 5 回覧等の配布及びその事務
- 6 隣組長との連携
- 7 その他会長の指示するもの
- 8 手当は、国が定める「最低賃金法」に基づき決められる福岡県の最低賃金を基準とし、その額を下回らない範囲で決定する。

令和4年10月執行会に於いて 現行116,000円を120,000円に改定 10月分より適用。

夏季手当及び冬季手当を支給する。支給額はそれぞれ1月分の給与額とし、7月および12月に支給する。

(令和2年4月1日改定)

### 施設管理人服務規定

第1条 管理人は会長のもとで次の業務を行う。

- 1 施設の清掃及び整理
- 2 施設及び機材の管理
- 3 火災、盗難の予防及び施錠の管理
- 4 地区事務の補助
- 5 役員、職員の留守中の業務管理
- 6 回覧等の配布及びその事務
- 7 手当は年度頭初に決定した予算に基づいて支給するものとする
- 8 管理人の家賃、電気、ガス及び水道料は無料とする

### 公民館使用規定

第1条 施設は、会長の許可を受けた後、使用するものとする。

第2条 使用者は、「使用者の心得」を守るものでなければ、使用することはできない。

第3条 使用者は、次の使用料を払わなければならない。

ただし、他地区者は倍額、営業のための使用は3倍額とする。

1) 貸室使用料

1)・2) は、昭和57年1月14日改定。

|       |    | 午 前<br>9 : 00～12 : 00 | 午 後<br>13 : 00～17 : 00 | 夜 間<br>18 : 00～22 : 00 | 終 日<br>9 : 00～22 : 00 |
|-------|----|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 大会議室  | 2階 | 2,000                 | 2,000                  | 3,000                  | 6,000                 |
| 学 習 室 |    | 1,500                 | 1,500                  | 2,000                  | 4,000                 |
| 和 室   |    | 1,000                 | 1,000                  | 2,000                  | 3,000                 |
| 保 育 室 | 1階 | 1,000                 | 1,000                  | 2,000                  | 3,000                 |
| 料 理 室 |    | 3,000                 | 3,000                  | 4,000                  | 8,000                 |

(本項の但し書きを削除 平成28年6月9日改定) ※上記金額に冷暖房費を含む。

2) 備品貸出使用料

机 (高) 1台 300円

机 (低) 1台 200円

椅子 1脚 150円

座布団 1枚 100円

但し、次の場合は使用料を免除する

- 1 市及び地区主催行事
- 2 地区事業委員会（公民館）行事
- 3 その他、地区事業委員会（公民館）組織の活動
- 4 地区各種機関の活動
- 5 その他、会長が認めた場合

施設・備品の使用及び補修管理規定

地区及び地区の組織が保有する施設及び備品の使用又は補修については、この規定による。

第1条 施設及び備品の使用の場合は、会長の許可を受けたのちに使用するものとし、使用後は、使用前の場所に返納し、又は使用前の状態に復帰しなければならない。

第2条 施設及び備品を、損傷又は紛失した場合は、使用責任者又は損傷者に於いて、弁償しなければならない。

第3条 諸設備器具等の補修費は、予算範囲内により負担するものとする。

1 畳 替 4 年 以 上

2 ふすま張替 4 年 以 上

3 障子の張替 2 年 以 上

第4条 管理の必要上、補修台帳を備えておかなければならない。ただし、備品台帳に記帳しているものについては、兼ねることができる。

# 春日原地区事業委員会（公民館）規約

（名 称）

第1条 この地区の公民館は、春日原地区の組織下に於いて、春日原地区公民館と称する。

（事務所）

第2条 事務所を、春日原地区事務所内におく。

（目 的）

第3条 社会教育法に基づき、春日原地区居住者の教養を高め、生活及び環境の向上と文化の高揚を図り、地区の目的の達成に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 目的を遂行するために、次の事業を行う

- 1 体育の向上に関する事業
- 2 広報に関する事業
- 3 文化、教養の向上に関する事業
- 4 その他、目的遂行に関する事業

（組 織）

第5条 前条の事業を行うために、次の部を設け部長をおく。

- 1 総 務 部
- 2 体 育 部
- 3 広 報 部
- 4 文 化 部
- 5 育 成 部

（役 員）

第6条 事業委員会（公民館）運営のために次の役員をおく。

- |             |    |
|-------------|----|
| 事業委員長（公民館長） | 1名 |
| 総 務 部 長     | 1名 |
| 体 育 部 長     | 1名 |
| 広 報 部 長     | 1名 |
| 文 化 部 長     | 1名 |
| 育 成 部 長     | 1名 |

※なお、それぞれの部に副部長をおく。

（役員の選任）

- 第7条
1. 事業委員長は、地区規約第8条により選任する。
  2. 各部長は、地区執行会の承認を得て委員長が任命する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、地区規約第9条に準ずる。

(役員の任務)

- 第9条
- 1 委員長は、地区規約第10条に則り、地区事業委員会（公民館）事業を統括する。
  - 2 総務部長は、委員長を代理し各部の事業の調整を図り、記録保管の任に当り併せて、会計を司る。
  - 3 各部長は、それぞれの事業を計画し、推進する任に当る。

(班 長)

第10条 各部には班長または連絡係等をおくことができる。

- 1 班長又は連絡係は、各教室の代表者とし、部長がこれを任命する
- 2 班長又は連絡係は、各事業の連絡、推進及び実施の任に当る
- 3 班長又は連絡係の任期は、2ヶ年とする

(会 議)

第11条 会議は、部長会及び班長会とする。

- 1 部長会は、各部の事業の計画等を立案し、推進することを合議する
- 2 班長会は、各事業の連絡及び実施することを合議する
- 3 各会議は、委員長又は部長が招集し、必要に応じ随時開催する
- 4 各会議とも、構成員の3分の1以上の請求があるときは、これを開催しなければならない

(会 計)

第12条 会計年度は、地区規約第16条に準じる。

- 1 事業委員会運営費は、地区運営予算並びに部費等及びその他の収入を以て当てる

(その他)

第13条 この規約にない事項は、地区の規約に準じ、更に補足として別に定める内規によるものとする。

# 環境委員会規約

(名 称)

第1条 この委員会は、春日原地区の組織下に於いて、春日原地区環境委員会と称する。

(目 的)

第2条 この委員会は、実践活動を相互協力によって推進し、地区内の住みよい生活環境をつくり、環境文化を向上させることを目的とする。

(事 業)

第3条 この委員会は、目的達成のために次の事業を行う。

- 1 地区内の清掃等実践活動
- 2 自然環境保全のための活動
- 3 環境施設の改善に関する事業
- 4 古紙回収事業
- 5 その他、目的達成のための必要な事業

(組 織)

第4条 この委員会は、春日原地区内居住者全員を以て組織し、活動のための部門として、地区内に20班以内を編成する。

(役 員)

第5条 この委員会には、次の役員をおく。

- 1 委員長 1 名
- 2 環境推進委員 若干名
- 3 班長（区理事がこれにあたる） 20名以内

第6条 役員の選任と任期は、地区規約による。

(活 動)

第7条 この委員会は、組織を挙げて地区内の環境浄化の作業をすることを原則とする。

第8条 この委員会は、第7条の他に、委員長のもとに作業員をおき、地区内の作業に当らせることができる。

(会 議)

第9条 この委員会の会議は、地区の総会と同一の総会であり、地区の審議事項とする。

(その他)

第10条 この委員規約に定めていない事項は、別に内規を以て当てる事ができる。

### 環境委員会関係資金運用規則

- 第1条 この規則は、春日原地区環境委員会が行う古紙回収事業に伴う資金運用を定めるものとする。
- 第2条 前条は、春日原地区運営予算の別途会計とするも、自治会長及び会計の管理下に置き、担当は本委員長とする。
- 第3条 財源としては、春日市よりの報償金並びに回収業者への売渡金及び指定袋、粗大ごみ指定シールなどの販売手数料を当てるものとする。
- 第4条 支出については、執行会の承認を得て実施するものとする。
- 第5条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日とする。
- 第6条 予算及び決算は、地区規約第12条に準じるものとする。



# 福祉委員会規約

(名 称)

第1条 この委員会は、春日原地区の組織下に於いて、春日原地区福祉委員会と称する。

(目 的)

第2条 この委員会は、地区内における福祉活動を組織的に推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 この委員会は、第2条の目的のため、次の事業を行う

- イ 福祉増進に関すること
- ロ 老人所帯および心身障害者に対する支援
- ハ その他、目的達成のために必要なこと

(委員会組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる役員をもって構成する。

- イ 委員長 1名
- ロ 福祉委員 多数（自治会役員・民生委員を含む）

(役員の選任)

第5条 役員の選任と任期は地区規約による。

但し、福祉委員は委員長が任命とする。

(委員会)

第6条 1 委員会は、定例会の他、必要に応じて委員長の招集により開催するものとする。

2 委員会は、別に掲げる事項について審議するものとする。

- イ 年間事業計画の承認
- ロ 活動状況の確認及び改善事項
- ハ 福祉委員の選出
- ニ その他、必要な事項

(その他)

第7条 この委員会規約に定めていない事項は、別に内規を以て当てることができる。

# 防 犯 ・ 防 災 委 員 会 規 約

(名 称)

第1条 この委員会は、春日原地区の組織下に於いて、春日原地区防犯・防災委員会と称する。

(目 的)

第2条 この委員会は、地区内の防犯意識を高揚し、青少年の保護育成と明朗で平和な生活を守ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この委員会は、目的達成のために次の事業を行う。

- 1 警察と連携し、防犯への理解とその対策
- 2 防犯・防災思想の普及活動
- 3 青少年の不良化防止対策
- 4 関連団体（子供育成会、PTA等）と共催し、青少年の健全な成長のための活動
- 5 防犯灯、街灯の整備
- 6 その他、目的達成のための必要な事業

(組 織)

第4条 この委員会は、春日原地区内居住者全員を以て組織し、活動のための部門として、地区内に20班以内を編成する。

第5条 この委員会には、次の役員をおく。

- |                  |       |
|------------------|-------|
| 1 委員長            | 1 名   |
| 2 少年補導員          | 若干名   |
| 3 班長（区理事がこれにあたる） | 20名以内 |

第6条 役員の選任と任期は、地区規約による。

(活 動)

第7条 この委員会は、組織を挙げて地区内の防犯・防災活動を行うことを原則とする。

(会 議)

第8条 この委員会の会議は、地区の総会と同一の総会であり、地区の審議事項とする。

(その他)

第9条 この委員会規約に定めていない事項は、別に内規を以てあてることができる。

# 春日原地区防災会規約

(名 称)

第1条 この組織は、春日原地区自治会防災会（以下「防災会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 防災会の事務所は、春日原公民館内に置く。

(目 的)

第3条 防災会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、相互扶助精神に基づいて自主的な防災活動を行い、地震・火災・風水害等（以下「災害という」）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 防災会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う

- 1 防災に関する知識の普及に関すること
- 2 災害発生時における情報の伝達・初期消火・救出・救護・避難誘導などの応急対策。
- 3 防災訓練の実施に関すること。
- 4 防災資機材備蓄に関すること。
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 防災会は、春日原地区自治会（以下「自治会」という）の全所帯をもって構成する。

(役員及び役員の任期)

第6条 1. 防災会に次の役員をおく。

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| イ 会 長   | 会長が、これにあたる            |
| ロ 副 会 長 | 会計・防災委員長が、これにあたる      |
| ハ 委 員   | 自治会役員・事業委員会役員が、これにあたる |
| ニ 班 長   | 隣組長全員が、これにあたる         |
| ホ 監 査   | 自治会監査が、これにあたる         |

2. 役員の任期は、その役員の任期内とする。

3. 欠員補充により交代した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第7条 1. 会長は防災会を代表して会務を統括し、災害発生時における応急活動の指揮をとる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を行う。

3. 防災委員は、会長、副会長の指揮等に従い、班長へ速やかに連絡をし安全を図る。

4. 班長は、担当隣組の安全を図り、委員の連絡又は指示に従い活動する。

(会 議)

- 第8条 1. 防災会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。
2. 総会は、年1回の地区総会にあわせて開催する。
3. 役員会は、会長が必要と認めたとき招集する。
4. 臨時総会は、役員又は会長が必要と認めたときに招集し、構成員の2分の1以上（委任状を含む）が出席しなければならない。
5. 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
6. 会長は、会議の長となり議事を進行する。
7. 役員会は、次の事項を審議する。
- イ 会則の改正に関する事
  - ロ 防災計画の作成及び改正に関する事
  - ハ 事業計画に関する事
  - ニ 会費の使用計画に関する事
  - ホ その他、特に必要と認める事項に関する事

(防災計画)

- 第9条 1. 本組織は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
2. 防災計画は、次の事項について定める。
- イ 防災組織の編成及び任務分担に関する事
  - ロ 防災知識の普及に関する事
  - ハ 防災訓練の実施に関する事
  - ニ 災害発生時における情報の伝達・水防・初期消火・救出救護及び避難誘導並びに炊き出しに関する事
  - ホ その他、必要とする事項

(会 計)

- 第11条 1. 防災会の運営に関する費用は、自治会予算及び春日市の助成金と寄付金にて行う。
2. 会計年度は、地区の会計年度（4月～3月）と同じとする。
3. 大災害の場合は、財産（積立金）を取り崩すこともある。

(雑 則)

- 第12条 この会に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。